

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	居住安定計画の認定に基づく地位の承継の承認	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第26条	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (地位の承継) 第26条 認定所有者の一般承継人又は認定所有者から認定賃貸住宅の 所有権その他当該認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者 は、市町村長の承認を受けて、当該認定所有者が有していた居住安定 計画の認定に基づく地位を承継することができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しない ものについて はその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)